百々裏話(85)

おもて　あきら

◉永井右近大夫直勝のこと（2）

前回に、慶長四年(一五九九)の観世大夫身愛聚落勧進能の記録を、永井直勝と能との関連を示す最も早い時期の史料として紹介したが、その後、もっと早い年代の史料があることに気が付いた。文禄二年(一五九三)十月五日から三日間催された秀吉らの武将による禁中能の番組である。この空前絶後の素人能の番組は、若干の出入・誤写を見せつつ数多く伝存しているが、観世元章編の『雲上散楽会宴』所収の分が比較的正確な内容を持つと認められる。同書によると、この禁中能の第三日(四月十一日)は、金春大夫安照の翁に初まり、呉服秀吉・田村・同松風同・江口羽柴筑前守・雲林院家康・杜若秀吉・紅葉狩織田常真・通小町岐阜中納言・金札秀吉の九番の能が演じられたが、家康の雲林院と織田常真の紅葉狩のワキが「永井右近」である。永井直勝が従五位下右近大夫に任じられたのは文禄四年三月であり、文禄二年当時は伝八郎と称していた。後年編纂のため永井右近と記されたのであろうが、他本も同形である。紅葉狩のワキツレが春藤六右衛門・岩本雅楽・甲田帯刀であり、雲林院のワキツレも甲田・岩本であるから、永井右近のワキは春藤流で演じたらしい。春藤は金春座のワキであり、秀吉の金春座贔屓の影響かも知れない。紅葉狩のワキはかなり動きがあり、素人としては大役だったろう。主君の家康が禁中能に一役買っていた関係から直勝も相手役として出演を命じられ、初めて能を稽古したのかも知れないが、織田常真(信雄)の相手をも勤めているから、以前から能や謡を嗜んでいた場合も考えられる。時に直勝は三十一歳であった。右の禁中能番組を第五の史料(実は第一とすべきもの)として追加し、前回の説を補訂しておきたい。

さて、永井右近直勝と能との関連を示す史料として最も著名なのが、小鼓方観世勝右衛門元信著、正保三年(一六四六)奥書の『四座役者目録』観世左近大夫身愛の項の左の記事である。(著者自筆本による。頭書の形で、正保三年よりは若干後年の追記らしい)

公事ニ付　板倉伊賀殿ワケヤウヨクナシトテ　観世太夫ハタレニモ御ツガセアレトテ　花伝書ヲ永井右近殿ニ預ケ　モトイ(元結)ハライ　高野へ行　頓テ被レ召帰　前ノコトク也

右に述べられている観世大夫身愛の駿府出奔事件は、『当代記』によると慶長十五年五月二十三日夜である。同書は家康の梅若大夫贔屓に由来する身上不如意のための「気違歟」と理由を推測している。

それはともあれ、逐電に際し身愛が花伝書(能の秘伝書の意で、世阿弥の『風姿花伝』の意ではない)を永井右近に預けていったという点が、今の場合興味深い。家伝の秘書を預けたのは、自己の出奔後の跡始末一切を委任したものと解され、「観世太夫ハタレニモ御ツガセアレ」も永井右近あての文言のように思われる。これほどの大事を託された(背負いこまされた)のは、彼が個人的に身愛と親しかったからとも考えられるが、前回に指摘したように、永井右近直勝が能役者を監督・統制する地位にあったがゆえと見る方が、はるかに理解し易い。謡本を贈られているという個人的交際(史料第二)よりは「役者奉行」と称された公的地位(史料第四)の方を重視すべきであろう。因みに、遁世して高野山に隠れた身愛は、慶長十七年二月に許されて、観世大夫の職に復した。永井右近もそれに一役買っているのかも知れない。右の『四座役者目録』の記事が、第六の史料である。

史料の第七は、下間少進の『起請文帖』所収の永井直勝の書状である。本願寺の坊官ながら金春流の能を極め、大夫に劣らぬ活動を

展開した下間少進法印仲孝は、素人の入門を許可したり、自著の『童舞抄』を相伝したりする際に、起請文を入れさせていたが、そうした起請文や関連する書状を下間家の後代が乾坤二巻に仕立てたのが『起請文帖』で、現在は鴻山文庫に所蔵されている。その坤の巻に、慶長十七年六月六日付の永井伝十郎直清起請文、九月十六日付の直清書状（直清は直勝の次男）に続けて、次の文面の直勝の書状が収められている。（かなりに難読）

御捻忝令存候　今日者御能出来
申於御等大慶存候　如仰先刻
上様貴老へ御使ニて御座候　貴老楽屋ニ
御座候儘ニ我等相心得御使ニ申候間可
御心易候　御腹中気之由無御由断
御養生被成明日御出御尤候　何も
面上可得御意候条不能具候
恐惶謹言
卯月十四日　　直勝（花押）

宛名が無いが、文書の性質から下間少進あてであることに疑問の余地はあるまい。これだけでは何年の書状かはっきりせず、また、永井右近直勝の自筆文書が他に伝存していないらしい（鈴木成元氏の『永井直勝』にも言及していない）ので、右の直勝が永井直勝であるかどうかについても疑問を残すが、さいわい、下間少進自身の演能記録たる『能之留帳』によって、右の書状が慶長十九年卯月十四日であることや、直勝が永井右近大夫直勝に相違ないことが判明する。

すなわち、『能之留帳』第二冊、慶長十九年の項には、「卯月十四日駿河御城於三丸」の首書で、「翁今春・白楽天今春・春栄常陸様・井筒法印・鞍馬天狗常陸様・通小町同・芦刈七郎・柏崎今春・葵上法印・養老梅若」の番組を載せ、法印（下間少進）の演じた井筒には「御所様より御使被下御褒美」と注している。金春安照や孫の金春七郎重勝、常陸様（徳川頼房）、梅若らに少進が加わっての能で、家康は特に少進の井筒には使者を出して褒美の詞を与えたのである。その時に、楽屋に居た少進に代って永井右近直勝が使者に応対したことを示すのが、右の直勝書状であろう。書状に「明日御出」云々とあるが、翌四月十五日にも駿府城では催能があった。『能之留帳』は、「同十五日　同於御城」の首書で、「竹生島七郎・頼政法印・千寿今春・谷行同・芭蕉法印・花月七郎・阿漕法印・烏頭今春・老松七郎」の番組を記載する。芭蕉には「御所様より為御使永井右近殿被下候　御褒美之仕舞アリ」と注しており、この日は永井右近自身が家康の使者に立ったことが知られる（これが第八の史料である）。両日ともに彼は能奉行的な役割を果たしていたかのようである。家康が少進の能にのみ特に褒詞を与えているのは、少進の能の出来が事実よかったからではあろうが、直勝が次男伝十郎直清の能の師である少進に好意的で、側面で助力した場合も考えられよう。

以上が、永井右近大夫直勝と能との関連を示す史料の、私が知り得たすべてである。家康が関与した能、または家康の住んだ駿府での能に主として彼の名が見える事実は、彼が趣味の上でも家康に近く、故実に通じていたためもあって、家康の能係り秘書的仕事を担当していたことを推測せしめる。家康側近の立場で能に関与していたからこそ、家康が殁した元和二年以後の史料が見えないのであろう。江戸幕府の職制が整って以後は若年寄が能役者を管轄するようになったが、慶長末年頃に直勝が駿府で果たした役割がその先蹤であったろうか。ともあれ、大和猿楽四座が徳川幕府の式楽としての地位を獲得しつつあった時期に、能役者を管轄したらしいのが永井右近大夫直勝である。能の地位の確立に、知られぬ寄与の大きい人物ではあるまいか。

なお、直勝の長男永井信濃守尚政も能とは縁が深かったし、次男の伝十郎（日向守）直清は下間少進、中村勝兵衛を師として金春流の能を嗜み、道成寺を舞ったほどの名手であった。ついでに言及しおく。（46・9・30）